

6. 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について

(1) 東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等に係る対応

警戒区域に居住していた者等の利用者負担や介護保険料の減免に対する財政支援については、1年間延長（※1）することを本年1月18日の全国厚生労働担当部局長会議等でお示ししたところ。警戒区域に居住していた者等で他市町村に転出して避難している者についても引き続き対象となるため、管内市町村に対し、対象者や事業所への周知徹底の依頼方をお願いします。

（※1）具体的な期間について

- ・ 利用者負担の免除については平成25年2月サービス提供分まで
- ・ 保険料の減免については平成25年3月分まで

(2) その他の地域に係る対応

(1)以外の被災者の利用者負担や介護保険料の減免に対する財政支援についても、2月9日付け事務連絡でお示ししたとおり、特別調整交付金を活用して平成24年9月分まで財政支援を行うこととしているため、管内市町村に対する本財政支援を活用した減免の延長について周知方をお願いします。

（※2）(1)に係る補助金の申請方法や(2)に係る特別調整交付金の交付基準等を定める通知等の発出は追って行う。